

新旧対照表 電気供給約款

令和5年7月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p>14 <u>従量電灯</u></p> <p>(1) コーアガスでんき B プラン イ～ハ（省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金および電力量料金の合計額からセット割引額を控除した額に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>14 <u>電灯需要</u></p> <p>(1) コーアガスでんき B プラン イ～ハ（省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金および電力量料金の合計額からセット割引額を控除した額に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</u></p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款

令和5年7月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧		新																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電流</th> <th>月額基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 アンペア</td> <td><u>858 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>40 アンペア</td> <td><u>1,144 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>50 アンペア</td> <td><u>1,430 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>60 アンペア</td> <td><u>1,716 円 00 銭</u></td> </tr> </tbody> </table>		契約電流	月額基本料金	30 アンペア	<u>858 円 00 銭</u>	40 アンペア	<u>1,144 円 00 銭</u>	50 アンペア	<u>1,430 円 00 銭</u>	60 アンペア	<u>1,716 円 00 銭</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電流</th> <th>月額基本料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 アンペア</td> <td><u>915 円 72 銭</u></td> </tr> <tr> <td>40 アンペア</td> <td><u>1,220 円 96 銭</u></td> </tr> <tr> <td>50 アンペア</td> <td><u>1,526 円 20 銭</u></td> </tr> <tr> <td>60 アンペア</td> <td><u>1,831 円 44 銭</u></td> </tr> </tbody> </table>		契約電流	月額基本料金	30 アンペア	<u>915 円 72 銭</u>	40 アンペア	<u>1,220 円 96 銭</u>	50 アンペア	<u>1,526 円 20 銭</u>	60 アンペア	<u>1,831 円 44 銭</u>
契約電流	月額基本料金																						
30 アンペア	<u>858 円 00 銭</u>																						
40 アンペア	<u>1,144 円 00 銭</u>																						
50 アンペア	<u>1,430 円 00 銭</u>																						
60 アンペア	<u>1,716 円 00 銭</u>																						
契約電流	月額基本料金																						
30 アンペア	<u>915 円 72 銭</u>																						
40 アンペア	<u>1,220 円 96 銭</u>																						
50 アンペア	<u>1,526 円 20 銭</u>																						
60 アンペア	<u>1,831 円 44 銭</u>																						
<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td><u>17 円 45 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき</td> <td><u>21 円 89 銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td><u>23 円 44 銭</u></td> </tr> </tbody> </table>		最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17 円 45 銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>21 円 89 銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23 円 44 銭</u>	<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td><u>18 円 28 銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき</td> <td><u>22 円 92 銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td><u>26 円 11 銭</u></td> </tr> </tbody> </table>		最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>18 円 28 銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき	<u>22 円 92 銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>26 円 11 銭</u>								
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17 円 45 銭</u>																						
120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>21 円 89 銭</u>																						
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23 円 44 銭</u>																						
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>18 円 28 銭</u>																						
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき	<u>22 円 92 銭</u>																						
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>26 円 11 銭</u>																						
ホ、へ（省略）		ホ、へ（省略）																					

新旧対照表 電気供給約款

令和5年7月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新				
<p>(2) コーアガスでんきCプラン イ～ハ（省略） ニ 料金 料金は、基本料金および電力量料金の合計額からセット割引額を控除した額に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="129 1329 965 1378"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>286円00銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭	<p>(1) コーアガスでんきCプラン イ～ハ（省略） ニ 料金 料金は、基本料金および電力量料金の合計額からセット割引額を控除した額に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1329 2002 1378"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>305円24銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	305円24銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	305円24銭				

新旧対照表 電気供給約款

令和5年7月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新												
<p>(㊦) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>17円45銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>21円89銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>23円44銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ、ヘ（省略）</p> <p>15 <u>低圧電力</u></p> <p>コアガスでんき低圧プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニ</u></p>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17円45銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>21円89銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23円44銭</u>	<p>(㊦) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>18円28銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>22円92銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>26円11銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ、ヘ（省略）</p> <p>15 <u>電力需要</u></p> <p>コアガスでんき低圧プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。</u></p> <p>基本料金および電力量料金は、別途お渡りする料金表に定めるところによります。</p>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>18円28銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき	<u>22円92銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>26円11銭</u>
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17円45銭</u>												
120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	<u>21円89銭</u>												
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23円44銭</u>												
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>18円28銭</u>												
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの1キロワット時につき	<u>22円92銭</u>												
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>26円11銭</u>												

新旧対照表 電気供給約款

令和5年7月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p><u>バーサルサービス調整</u> (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>基本料金および電力量料金は、別途お渡しする料金表に定めるところによります。</p> <p>7 供給契約の成立および契約期間 (1) (省略) (2) 契約期間は、次によります。 イ、ロ (省略) <u>追加</u></p> <p>別表 2 燃料費調整 (1) (2) 省略 <u>追加</u></p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間 (1) (省略) (2) 契約期間は、次によります。 イ、ロ (省略) <u>ハ 小売電気事業者または取次店は、料金改定をする場合があります。料金改定は、料金改定実施日の30日前までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一料金改定に同意頂けない場合は供給開始から12ヶ月未満であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切替えていただくことができます。</u></p> <p>別表 2 燃料費調整 (1) (2) 省略 <u>(3) 燃料費調整単価の揭示</u> <u>取次店は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ取次店のホームページに掲示いたします。</u></p>